

心身障害者自動車運転教習費 身体障害者自動車改造費

費用の一部を助成します

心身障害者自動車 運転教習助成事業

心身障害者の生活圏の拡大を目的に、運転免許取得に要する費用の一部を助成します。

【対象】次の要件のすべてに該当する方。①道路交通法に規定する適性試験に合格し、身体障害者手帳3級以上（内脚部障害4級以上、下肢または

災害時要援護者登録・支援制度

申請受け付けのご案内

および愛の手帳4度以上の障害程度で、歩行が困難な方②道路交通法に規定する運転免許試験の受験資格を有する方③引き続き3カ月以上東久留米市に住所を有する方④前年の所得税の年額が40万円以下の方⑤他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方

市では、地震や火災・洪水などの災害が発生したときに、自力での避難が困難な方を迅速・的確に安全確認や避難の介助を行うため、「災害時要援護者登録・支援制度」を実施します。

12月初旬に各担当課から、対象の方に「災害時要援護者登録・支援申請書」を送付します。登録を希望する方は、所定の欄に必要事項を記入の上、22年1月22日（金）までに返信用封筒で返信してください。

12月4日(金)～10日(木)は「人権週間」

12月5日(土)

人権週間市民のつどいを開催します

12月10日は人権デーです。昭和23年のこの日、第3回国際連合総会において、基本的人権および自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。同宣言は今年で61周年を迎えます。12月4日（金）から人権デーを最終日とした「人権週間」に併せ、市では「市民のつどい」を開催します。



【日時】12月5日（土）午後2時～4時

【会場】市民プラザホール・市役所1階屋内ひろば

【内容】第1部＝小・中学生の人権作文・標語・ポスターの入賞者表彰式、意見発表会▽第2部＝生徒・学校からのメッセージ

【入場料】無料

当日直接会場へ。

詳しくは指導室☎470・7781または生活文化課☎470・7738へ。

体幹機能障害で、1級または2級の手帳を所持している方②自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がありますがある方

【助成額】所得および改造に要した費用により変わり、上限額は13万3900円です。

【注意】助成対象となるのは操向装置および駆動装置の改造に掛かる費用です。また、改造を行う前に申請が必要です。

【対象】次の要件のすべてに該当する方。①市内に3カ月以上居住する18歳以上の身体障害者で、上肢、下肢または

申請方法等、詳しくは障害福祉課☎470・7747へ。

さい（郵送料は市で負担）。なお、記入された情報を、災害対応および更新調査以外に使用することはありません。

【対象】次の5項目のいずれかに該当する在宅の方が対象となります。①75歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方②介護保険において要介護度3以上の方③身体障害者手帳1～3級の方④愛の手帳1～3度の方⑤精神保健福祉手帳1級の方

対象以外の方で、登録・支援を希望する方は、12月15日～22年1月末日に次の各担当課で申請を受け付けます。

詳しくは①②が介護福祉課（内線2502）、③④が障害福祉課☎470・7747、登録・制度については防災防犯課（内線2223）へ。

長寿医療制度・医療費通知

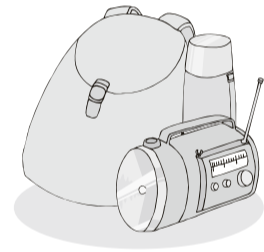
（21年1月～6月診療分）

を送付します

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入している皆さんに、健康の大切さや保険診療等への理解を深めていただくため、医療機関等で受診

した医療費の額等をお知らせします。今回の通知は、通常の保険医療機関等、または整骨院や接骨院などで治療を受け、柔

※この通知によって、特別に手続きをする必要はありません。詳しくは保険年金課高齢者医療係☎470・7846へ。



国民年金保険料の納め忘れがないかご確認ください

国民年金保険料は納め忘れをそのままにしておくと、2年1カ月で時効になり、時効を過ぎると納めることができなくなります。

国民年金には、老後の生活のために65歳から支給される「老齢基礎年金」、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに支給される「障害基礎年金」、被保険者が亡くなったときに支給される「遺族基礎年金」等があります。これらの年金を受け

るために、今一度、お手元の領収証書や預金通帳、社

会保険料控除証明書（11月初旬郵送）等で納め忘れがないかご確認ください。納め忘れした保険料は、銀行・郵便局・コンビニエンスストア等でお支払いください。納付書をお持ちでない場合は、武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ電話で請求ができます。なお、市保険年金課では納付書の発行はできません。

また、会社を退職した方（厚生年金・共済年金加入者）やその配偶者（国民年金第3号被保険者）で20歳～60歳の方は、国民年金第1号被保険者への変更が必要です。勤務先の健康保険の任意継続をした場合でも国民年金第1号への変更は必要となりますので、市保険年金課（市役所1階）でお早目に手続きをお願いします。詳しくは保険年金課☎470・7732へ。

20年度 東久留米市財政健全化判断比率等を公表します

20年度

表2 資金不足比率（単位：％）

資金不足比率	
東久留米市比率（下水道事業会計）	-
経営健全化基準	20.0

下水道事業特別会計が対象で、事業規模に対する資金不足額（不良債務）の割合で、経営状況を指標化したものです。今年度は、資金不足額がないため、資金不足比率は「-（数値なし）」となっています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表が義務付けられている財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率）について、20年度の指標を公表します。詳細は、市ホームページをご覧ください。詳しくは財政課☎470・7706へ。

早期健全化基準、財政再生基準および経営健全化基準

(1)早期健全化基準

健全化判断比率（表1参照）のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て住民に公表および都知事に報告しなければなりません。

(2)財政再生基準

健全化判断比率（表1参照。将来負担比率を除く）のいずれかが財政再生基準以上の場

合は、財政再生計画を策定し、議会の議決を経て住民に公表および総務大臣に報告（都知事経由）しなければなりません。

(3)経営健全化基準

資金不足比率（表2参照）が経営健全化基準以上の場合、経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て住民に公表および都知事に報告しなければなりません。

表1 健全化判断比率（単位：％）

	(1)実質赤字比率	(2)連結実質赤字比率	(3)実質公債費比率	(4)将来負担比率
東久留米市比率	-	-	6.6	64.1
早期健全化基準	12.48	17.48	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	-

標準財政規模：202億3,989万3千円（臨時財政対策債発行可能額9億4,815万9千円を含む）

【標準財政規模とは】

一般財源（地方税、普通交付税、地方譲与税等）ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示すもので、健全化判断比率以外にも実質収支比率や経常一般財源比率など各種の財政指標を算定するのに用いられます。

(1)実質赤字比率

一般会計等（普通会計）が対象で、標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合で赤字を判断する指標です。今年度は実質赤字額がないため、実質赤字比率は「-（数値なし）」となっています。

(2)連結実質赤字比率

実質赤字比率が一般会計のみに対して、全会計対象で赤字を判断する指標です。今年度は、すべての会計において実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は「-（数値なし）」となっています。

(3)実質公債費比率

一般会計等、公営事業会計および一部事務組合等が対象で、標準財政規模に対する、交付税算入された元利償還金および充当特定財源等を控除した後の地方債元利償還等（準元利償還）の割合（3カ年平均）です。

(4)将来負担比率

一般会計等、公営事業会計、一部事務組合および公社・第三セクターが対象で、標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき実質的な負債の割合です。